

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年11月28日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 15時26分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【欠席委員】

委員 濱谷 由美子

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部担当部長 橋谷 由紀

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 大島 直樹

指導課担当課長 加藤 るみ子

庶務課課長補佐 武田 充功

指導課担当課長 増田 亨

企画課担当係長 外山 裕一

指導課長 森 有作

企画課担当係長 金子 堅太郎

教職員人事課長 広瀬 進

企画課職員 齋藤 奈津美

教職員人事課担当係長 田中 誠志

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、濱谷委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

次に、9月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出をお願いいたします。

4 傍聴（傍聴者 2名）

【渡邊教育長】

傍聴でございます。本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに意義はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第67号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、小原委員と中村委員にお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

平成29年秋の叙勲を受けられた方が2名、高齢者叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につ

きましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、平成29年秋の叙勲についてでございますが、峪先生におかれましては、昭和44年4月に教職の道を歩み始められ、平成19年に川崎市立木月小学校長として退職されるまでの38年間、教育の発展に御尽力いただきました。算数教育の研究を始め、校内研究の充実と推進を図り、多くの実績を残されたほか、川崎市立小学校長会長、教育委員会委員長等の要職を歴任し、小学校教育及び教育行政の振興に貢献されました。

次に、川邊先生におかれましては、昭和43年4月に教職の道を歩み始められ、平成17年に川崎市立西中原中学校長として退職されるまでの37年間、教育の発展に御尽力いただきました。特に、校長時代は、さまざまな研究に率先して取り組まれ、本市の教育の活性化を推進し、教員の指導力向上に貢献されたほか、川崎市立中学校長会長を務められ、全市的視野で中学校教育の充実に寄与されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。高齢者叙勲についてでございますが、小笠原先生におかれましては、昭和25年3月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立三田小学校長として退職されるまでの40年間、教育の発展に御尽力いただきました。教育環境の整備や指導の充実に取り組まれ、言語障害教育、体育科教育の向上の寄与されたほか、教員海外派遣団の団長として諸外国と交流を深めるなど、本市の小学校教育に力を尽くされました。

次に、死亡叙位についてでございますが、青山先生におかれましては、昭和24年3月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立南菅中学校長として退職されるまでの40年間、教職の発展に御尽力いただきました。宮前平中学校長在任中は、アメリカ・ボルチモア市の教育視察団を受け入れるなど、国際理解教育の推進に貢献されたほか、教職員の育成にも力を注ぎ、中学校教育の充実に寄与されました。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。坂谷先生におかれましては、昭和23年4月に教職の道を歩み始められ、昭和63年に川崎市立下河原小学校長として退職されるまでの40年間、教職の発展に御尽力いただきました。校長時代は、長年培ってきた指導観を学校経営に取り入れ、教育の研究に対する意欲向上を図るとともに、保護者や地域住民とともに歩む学校づくりに専心され、小学校教育の充実に貢献されました。

最後に、死亡叙位・叙勲についてでございます。禰先生におかれましては、昭和28年4月に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立中野島小学校長として退職されるまでの38年間、教育の発展に御尽力いただきました。研究は子どものためにと信念のもと、教員の意欲向上と意識改革に力を注ぐとともに、川崎市立小学校保健安全研究会長、川崎市立小学校長会会計監査等の要職を歴任し、小学校教育の充実に寄与されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か、御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

皆さん、川崎の教育に尽くして下さったことでありがたいと思うのですけれども、資料につ

いて1つお願いがあるのですけれども。小笠原先生と坂谷先生のところが、どこから川崎の先生になられたかというのがちょっと見えにくいので、今後は川崎に入られたところが見えるような資料にしていただけるとありがたいと思います。

【池之上庶務課長】

はい、承りました。申し訳ございません。

【渡邊教育長】

これは、資料で確認できるものですか。

【池之上庶務課長】

はい、できます。

【渡邊教育長】

では、よろしくお願いたします。

【池之上庶務課長】

提示させていただきます。すみません。

【渡邊教育長】

そのほか、いかがでございますか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.1でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第63号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、議事事項Ⅰに入ります。

「議案第63号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、生涯学習推進課長をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第63号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の改正の内容につきまして、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、御説明いたしますので、議案第63号資料、川崎市立図書館の貸出カードについてをごらんください。こちらの1枚ものでございます。

はじめに、1、図書館資料の貸出カードの使用状況でございますが、川崎市立図書館では、資料の貸し出しを受ける場合には、貸出カードのほか、川崎市利用者識別カードを貸出カードとして使用できるよう、川崎市立図書館規則に定めております。

なお、実際に貸出カードとして使用している方は10月31日現在、509人でございます。

次に、2、川崎市利用者識別カードについてでございますが。(1)、このカードは、住所・氏名等の個人情報を登録することで、さまざまな行政サービスを受けられるカードでございます。例示してございますように、専用端末を使用して、住民票等の証明書の交付を受けられるほか、インターネットでの電子申請により、粗大ごみ収集等の申し込みが可能でございます。また、図書館資料の貸出カードとしても使用することが可能でございます。

(2)川崎利用者識別カードの廃止についてでございますが、川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則の廃止に伴い、川崎市利用者識別カードの利用ができなくなります。規則の廃止日時は、平成29年12月29日でございます。

3、図書館における対応でございますが、(1)平成29年12月28日は、17時で図書館が閉館し、またホームページでの予約も、同日時から1月4日まで停止いたしますことから、12月28日17時をもって、貸出カードとしての使用を終了いたします。

(2)、貸出カードとして使用されている方に対しましては、通常の貸出カードへの切りかえ手続を行っていただくよう、はがきを送付したほか、図書館内での掲示、図書館ホームページ及び図書館だよりへの掲載により、周知を図っているところでございます。

なお、12月28日までの切りかえ手続には、貸出カード申込書と川崎市利用者識別カードを提出していただきます。

また、1月5日以降の手続には、これに加えて住所の記載のある身分証明書が必要となりますが、これは川崎市利用者識別カードが廃止となっていることから、身分証明書として使用できなくなるためでございます。

説明は以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、川崎市利用者識別

カードの交付等に関する規則の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。今般の改正は、川崎市利用者識別カードの交付等に関する規則の廃止に伴い、第6条第2項を削るものでございます。

恐れ入りますが、1ページをごらんください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年12月29日とするものでございます。

議案第63号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

これをやめる特別の理由は何か、主な理由は何ですか。

【大島生涯学習推進課長】

よろしいでしょうか。いわゆるマイナンバーを使った個人番号カードにより、住民票等の証明書がコンビニエンスストア等で取得できるように、平成28年1月からなっておりますので、そちらのほうに主な機能をといますか、証明書等の発行が可能になったため、この川崎市利用者識別カードというものは廃止になるというものでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

わかりました。

【渡邊教育長】

そのほか、いかがでございますか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、改めまして、ただいまの議案第63号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第63号は原案のとおり可決いたします。

議案第64号 通学区域の一部変更について（宮崎小学校区）

【渡邊教育長】

次に、「議案第64号 通学区域の一部変更について（宮崎小学校区）」の説明を、企画課長にお願いいたします。

【古内企画課長】

よろしくお願いたします。お手元の議案第64号をごらんいただけますでしょうか。今回、通学区域の一部変更を行いますのは、この議案書の2番に理由があるのですけれども、変更の理由、宮前区馬絹地区における住居表示に合わせ、住居表示の街区と通学区域の境界を一致させることを目的とした変更を行うという、ちょっと言葉ではわかりにくいところですので、まずちょっと1ページあけていただいて、A3判の資料なんですけれども、こちらは今回馬絹地区で住居表示が行われております。住居表示を行うだけであれば、今までの何番というものが何丁目何番何号に変わるだけですので、そもそも通学区域の変更を伴うものではございませんので、この教育委員会にお諮りすることなく、専決で処理をさせていただいているところで。

今回は、ここに、中ほどにありますように番号が振られておりますが、1番、2番、3番、4番、この地区につきまして、ちょっと俯瞰をしていただきますと、例えば、宮崎小学校が左の下にありまして、ほぼ中学校区と重なっておりますので、青い表示が小学校区で赤い表示が中学校区なんですけれども、宮崎小学校の周りを見ていただくと、ほぼその線が重なっておりますので、ちょっと紫っぽい線になっていると思います。これをずっとたどっていきますと、この①、②、③、④のあたりにたどり着くかと思うんですが、もともと小学校区をたどっていきますと、ギザギザになっているんですね。1、2、3番のところ。それを今回、住居表示にしたときに、赤い点線が走っていると思いますが、いわゆる面をそろえるといいますか、道路に沿って、それぞれの学校区を入れかえる形で整備をするという内容になっています。

ちょっとわかりにくいので、1枚おめくりいただきますと、①と②がございまして。ちょっと1番が下で2番が上になっておりますが、上の表が現状でございまして。真ん中に青い線がギザギザに走っておりまして、左側に現在宮崎小学校区として、この青い線で区切られた部分があります。右側に梶ヶ谷小学校があります。もともと地番表示、地名、地番で行きますと、1番は馬絹1588というのがこの三角形地帯ですね。それが下にいきますと、もともとの三角形地帯を含む形で黄色い表示になっていると思います。これが新しく馬絹六丁目10番ということで、その周辺地区と一帯で六丁目10番の付番がなされるというところです。

同様に、2番につきましては、馬絹の586、587という地名、地番表示が馬絹六丁目13ということで、右側にある黄色と一帯の町名付番がなされたところございまして、間に走っている比較的広い道路を境に、恐らくかつては農道ですとか、用水路のような形で上の町の区割りになっていたのが、その後道路が拡張されて、町が分かれてしましまして、今回付番が道路に沿

ってされているというところで、ここでギザギザであった宮崎小学校区と梶ヶ谷小学校区を上と下では見ていただける。逆に入れ子になるという形でかえさせていただくというところですよ。

1枚おめくりいただきますと、同様に3番というのは、馬絹の595については、三角形のように突出したところが、馬絹の595として独立したところではありました。これがもともと宮崎小学校区だったのですが、今回の住居表示によりまして、その上の黄色い地域と三角形の地域が同じ六丁目24番となりまして、これも道路に沿って、梶ヶ谷小学校と宮崎小学校の学区を整理をするというところがございます。

続きまして、次のページは、4番、こちらは宮崎111-1となっております、これはもともと生産緑地として人が住んではいないところではございましたが、かつてはこちらが西梶ヶ谷小学校区に含まれていたところが、今回は馬絹六丁目29番という形で、梶ヶ谷小学校区にある地域と一帯の形の付番がなされております、学区についてもこの線に沿って変更させていただくという内容です。

恐れ入ります。1枚目の議案書にお戻りいただきまして、それが1番の変更の内容として、表にまとめたところがございます。施行日につきましては、平成30年1月1日で、もともと11月20日に既に住居表示が行われておりますが、ごくごく限られた地域ではございますが、この学区変更につきましては、当該地域への周知も含めまして、施行日につきましては、1月1日。ここでは番号の2番には4店舗、15世帯となっておりますが、お一人だけ小学校に通っている子どもがおります。現指定校が宮崎小学校ですので、宮崎小学校に通っていて、新しい指定は梶ヶ谷小学校に変わりますが、この変更によって指定が変わるということにはございませんので、現在通っている宮崎小学校へ引き続き通っていただけるということになります。

それが、既に通学している児童については、当該変更に伴う新たな学校の指定は行わないと。必要であるのもお一人ですが、お一人についても指定を行わず、今後も宮崎小学校への通学を保障するという内容でございます。

お話しするのは以上でございます。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いします。

【中村委員】

では、この変更に伴って、配慮しなければいけないお子さんは1人ということなのですが、そのお子さんに兄弟とかはいらっしゃらないのでしょうか。弟とか妹とか。もしも、何歳か下に弟がいて、上のお兄さんなり、お姉さんと違う学校になってしまうとどうなのかなと思ったので。

【古内企画課長】

学区の指定につきましては、事情がある場合に指定の変更手続については、原則論を申し上げますと、関係する両校の校長の所見等を必要とするところがございます。今回も、そのようなときには、一応所見等をとる必要がありますが、兄弟ケースの場合については、今までも非常に多く認められておりますので、仮に、ここでそういった申請がなされた場合については、ほぼ認め

られるケースと考えられると思います。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ほかの委員さん、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第64号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第64号は原案のとおり可決いたします。

議案第65号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画素案について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第65号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画素案について」でございます。

説明は続きまして企画課長をお願いいたします。

【古内企画課長】

引き続き、企画課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の議案第65号としての素案と、あと資料といたしまして、概要版、お手元に配布をさせていただいているところでございます。

これまで、8月に新たにかわさき教育プラン第2期実施計画素案の策定に向けては、策定に向けた基本的な考え方について御審議をいただいたところでございます。その後、折に触れまして、素案（案）につきまして、御説明の機会をいただいていたところでございます。ありがとうございました。今回、素案として取りまとめを行いましたので、お伺いするものでございます。

それでは、議案第65号、第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画素案をごらんいただけますでしょうか。表紙をおめくりいただきまして、目次でございます。素案の全体構成はこちらのほうでごらんいただければと思っております。

「第1章 はじめに」とあります。といたしまして、プラン策定の趣旨等に触れております。第2章は、「第1期実施計画の取組状況」、第3章では、「第2期実施計画」、そのものについて記

載をさせていただいておりますが、第4章では、「進捗管理の考え方」に至るまで、全体で4章の構成になっております。内容等につきましては、概要版にて御説明をさせていただきますので、恐れ入ります、資料1、概要版の表紙をおめくりいただけますでしょうか。

はじめに、平成27年3月に策定いたしました、現行「かわさき教育プラン」の概要をまとめております。(1)教育プラン策定の趣旨でございますように、教育プランは、「概ね10年間を見通した本市の教育が目指す指針」となるものでございます。

(2)教育プランの全体像には、対象期間、対象分野、プランの構成及び計画期間、プランの位置づけについて記載をしております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、頭に(3)でございます。現行教育プランの対象期間10年を通じて実現を目指す「基本理念及び基本目標」を掲載しております。改めまして、基本理念につきましては、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標は、「自主・自立」、「共生・協働」でございます。

次に、(4)教育プランの進捗管理といたしまして、PDCAサイクルにより、進捗管理を行う旨の記載をしております。

右にまいりまして、3ページには「第1期実施計画の取組成果と第2期実施計画の考え方」についてまとめております。「第1期計画期間における主な取組成果」といたしまして、上に10項目掲げておりますが、1つ目には、キャリア在り方生き方教育の全校実施、3つ目には、中学校給食の実施、4つ目には、小学校における児童支援コーディネーターの専任化ですとか、七つ目には、今年度から県費負担教職員、政令市移管になりましたので、その移管が掲げられております。さらに、8つ目の地域の寺子屋事業の推進などが今回のこの1期の実施期間の取組成果として掲げられているところでございます。

下段左側には、「本市の教育をめぐる状況の変化」といたしまして、【学習指導要領の改訂】では、「社会に開かれた教育課程」が重視され、小学校高学年における外国語の教科化など、外国語教育の充実といった、この3月に告示されました、次期学習指導要領について、次の【子どもの多様化するニーズへの対応】といたしましては、インクルーシブ教育システムの構築や、学校における合理的配慮の必要性とともに、近年課題となっている「子どもの貧困」への対応、また【学校現場における業務の適正化】といたしましては、「チームとしての学校」の体制整備や教員の負担軽減に向けた業務の見直しの必要性を。最後に、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づく取組の推進など、第2期実施計画策定の背景をまとめております。

そのような状況の変化に合わせまして、右側には、引き続いて対応すべき課題といたしまして、【こども】【学校】【家庭】【地域】【教育行政】の5つに区分して掲載をしているところでございます。

恐れ入ります、4ページをごらんいただけますでしょうか。第2期実施計画における8つの基本政策と主な取組でございます。以前にも御説明させていただいたところですが、第2期実施計画では、第1期実施計画における「8つの基本政策」を踏襲しながら、新たな課題への対応等、各事業ベースでの見直しを図ってまいりました。また、各基本政策の主な取組のうち、特に重点的に取り組むものとしていたしまして、新たに11の重点事業を設定しておりますので、合わせて御説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、基本政策Iは、「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。かねてよ

り、子どもの社会的自立に必要な能力や態度にかかわる課題が指摘されている中で、本市では子どもたちの自立に必要な能力や態度、発達の段階に応じて計画的・程度的に育む、「キャリア在り方生き方教育」を全ての学校で実施しておりまして、今後も引き続き取組を推進してまいりたいと考えております。

基本政策Ⅰを構成する施策につきましては、「キャリア在り方生き方教育の推進」で、重点事業といたしましても、「キャリア在り方生き方教育の推進」を位置づけております。「かわさきパラムーブメント」の視点を踏まえた取組や研修等を通じた各学校の取組支援を行ってまいりたいと考えております。

右、5ページにまいりまして、基本政策Ⅱ、「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」、でございます。「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育む取組を進めてまいります。

施策は5つございまして、施策1は、「確かな学力の育成」でございます。重点事業といたしまして、「次期学習指導要領に対応した総合的な学力向上策の実施」を掲げ、英語教育の充実など次期学習指導要領の全面実施に向けた取組や、子どもたちの多様な学習状況に合わせ、きめ細やかな対応を図ってまいります。

施策2は、「豊かな心の育成」ございまして、道徳教育や人権尊重教育、学校図書館の充実などを掲げて、位置づけております。

施策3、「健やかな心身の育成」では、基本政策Ⅱの2つ目の重点事業といたしまして、「小中9年間を通じた食育の推進」でございます。中学校完全給食の実施、完全実施に伴い、小中9年間にわたる食育の推進により、生涯にわたって、健康な生活を送るための基礎を育んでまいりたいと考えています。

次のページにまいりまして、施策4は、「教育の情報化の推進」、続く施策5は、「魅力ある高等学校教育の推進」でございます。

続きまして基本政策Ⅲは、「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している中で、障害の有無や生まれ育った環境にかかわらず全ての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育、これを本市では「支援教育」と名づけて、学校教育全体で推進してまいります。

施策は1つ、「共生社会の形成に向けた支援教育の推進」ございまして、重点事業といたしまして、「特別支援教育の推進」を位置づけ、「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づいて、発達障害を含めた全ての特別支援教育の対象である子どもへの支援を実施してまいります。

その他の取組といたしましては、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・解決に向けた取組の推進、修学援助や奨学金の支給、貸与に係る事業等がございます。

続きまして、7ページにまいりまして、基本政策Ⅳ、「良好な教育環境を整備する」でございます。子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校等における安全確保に取り組むとともに、学校施設の計画的な改修による教育環境の改善、またトイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、児童生徒の増加対策を行って、良好な教育環境を確保してまいりたいと考えております。

基本政策Ⅳを構成する施策は3つございます。施策1、「安全教育の推進」では、学校における

防災教育の推進や登下校時の安全確保に向けた取組などを進めてまいります。施策2は、「安全安心で快適な教育環境の整備」でございまして、『学校施設長期保全計画』に基づく取組の推進」と「学校トイレの環境改善の推進」の2つの重点事業を設けております。

施策3は、「児童生徒の増加への対応」でございます。児童生徒の動向に応じた対応策の検討、実施や小杉駅周辺地区、新川崎地区における学校の新設に向けた取組をこの項では位置づけているところでございます。

次に、8ページの基本政策V、「学校の教育力を強化する」でございます。学校をめぐる今日的諸課題を踏まえました学校教育の改善・充実に向け、学校運営体制の再構築を図るとともに、「地域とともにある学校」への転換を進めてまいりたいと考えております。また、子どもの成長に大きな役割を担う教職員がみずから資質・能力を高められるよう、人材育成等を推進してまいります。

施策は3つございます。施策の1、「学校運営体制の再構築」では、『チームとしての学校』の体制整備と学校マネジメント支援の実施」を重点事業として位置づけ、今年度実施いたします勤務実態調査の結果に基づいて、各学校の運営体制の再構築に向けた取組を推進してまいります。施策2の「学校運営の自主性・自立性の向上」につきましては、学校・家庭・地域が連携した、よりよい教育の実現を目指した取組や、各区・教育担当を中心とした子ども支援等を進めてまいりたいと考えております。

施策3、「教職員の資質向上」につきましては、県費移管を踏まえた教職員配置や経験年数等に応じたライフステージ研修の実施、教職員の資質向上に関する指標などに基づく研修の再構築等の取組を位置づけているところでございます。

次に、右になりまして、9ページ、基本政策VI、「家庭・地域の教育力を高める」でございます。今日、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっている中で、各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ってまいりたいと考えております。

施策は2つございます。施策1は、「家庭教育の支援」といたしまして、PTAや企業等との連携により、家庭教育の機会や場を提供しながら、確実な情報提供に努めてまいります。施策2、「地域における教育活動の推進」につきましては、地域教育会議など、地域で活躍する市民への支援とともに、重点事業といたしまして、「地域の寺子屋事業の推進」を位置づけております。地域の寺子屋につきましては、全小中学校への展開を目指して、取組を進めてまいります。

恐れ入ります。10ページにまいりまして、基本政策VII、「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございます。市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや学びを通じた出会いとして、知る縁と書いて、「知縁」を促進するとともに、地域の生涯学習の担い手を育成してまいります。また、市民館や図書館における市民サービスの向上や学校施設の有効利用など学びの場の充実を図ってまいりたいと考えております。

施策は2つございまして、施策1、「自ら学び、活動するための支援の充実」では、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築を重点事業に位置づけ、市民の自主的な活動や学習をコーディネートする人材の育成と知縁づくりに取り組んでまいります。施策2、「生涯学習環境の整備」では、重点事業として、「学校施設の有効活用」を掲げ、現在も取組を進めている学校施設開放をさらに進め、市民の主体的な学びや活動を支援してまいりたいと考えております。

最後に、11ページ、基本政策Ⅷ、「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める」で
ございます。「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の保護・活用を推進するとともに、日
本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力
向上につながる事業を展開してまいります。

施策は2つございまして、施策1、「文化財の保護・活用の推進」では、重点事業に「橘樹官衙
遺跡群の史跡整備の推進」を掲げ、今年度策定予定の橘樹官衙遺跡群保存活用計画に基づく整備
を行い、さらなる文化的発展につなげてまいります。

施策2、「博物館の魅力向上」につきましては日本民家園及かわさき宙と緑の科学館の専門性を
高め、学校・地域と連携しながら、博物館活動を推進し、生田緑地における施設間連携等により
魅力向上に取り組んでまいります。

以上、第2期実施計画の柱となる8つの基本政策の概要でございます。

今後の予定でございますが、素案としての決定をいただきましたら、12月に開催予定の文教
委員会での報告を経まして、来年1月までの約1カ月の日程で、パブリックコメント手続を実施
してまいりたいと考えております。その後、パブリックコメントで寄せられた御意見等を踏まえ、
さらに検討を進め、来年3月末に、第2期実施計画（案）として取りまとめを行ってまいりたい
と考えております。

「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画」素案についての説明は
以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

これまでも説明をいただいている機会もあったかとは思いますが、改めて、素案の確定
のときでございますので、御質問、また御意見、御感想も含めて、いただければありがたいと思
います。いかがでしょうか。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません。8ページで、教職員の資質向上というところがあるのですが、ライフステー
ジ研修を実施するというふうになっていて、資質や指導力の向上を図るとともにというふう
に書かれているのですが、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これ以外にみずからが学
ぶような環境をつくっていくとかという考え方はございますでしょうか。

【古内企画課長】

そうですね。教職員の資質向上につきましては、学校の中での校内研修を始めといたしまして、

組織的には総合教育センターによりまして、いろいろといたしますか、かなり幅広い形で研修メニューが組まれています。長期の休み、休業期間中を利用したもの、またここではライフステージと申し上げているとおり、初任研、10年研のように、法定の研修も含めまして、時々に応じてといたしますか、例えば、総括教諭になった段階、あるいは管理職の段階、それぞれの状況に応じた研修メニューもございますので、そういった中で御自身がそういった市が用意する以外にも御自身の中でみずからの資質の向上を目指すことにつきましては、市側で用意しているものと、あとは御本人が自主的になされるものというのは、両方、両人として存在するものというふうに考えております。

【小原委員】

市側で用意する研修とかそういう環境っていうのは、ベースになる部分ですよ。そこから先へ進みたいという教員に対しての環境がどういう状況であるかというところですよ。だから、場合によっては、あくまでも意見としてですけども、先に進みたいとか、いろいろなことを知りたいとか、そういう環境を求める教員がいる場合であれば、やはりそういう環境をつくっておくのがよいかというふうに考えておりますので、御検討いただければと思います。

それともう一つ、9ページの施策の地域における教育活動の推進の寺子屋事業なのですが、全小中学校への展開というふうなお話になっているのですが、中学校というのほどのように展開していくおつもりなのでしょうか。

【古内企画課長】

現状では、まだ中学校全体として進めるに当たって、具体的な方法を御提示する段階ではないというふうに考えております。例えば、菅生中学校のように先行事例があります。あと小学校での取組と、中学校での取組、要するに対象となる児童であるか、生徒にあるかによって、行っている学習支援についても、内容については大きく異なる必要があろうかと思っておりますので、今後検討を続けてまいります。

【小原委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

今の研修のお話については、もともと教員は研究と修養に努めなければいけないということが法律に定められている立場でもありますので、行政が用意する研修だけに限らず、自己研修というものを積まなければいけませんし、また校内で自発的に行われている研究というものが各学校で大変これは盛んに行われているかというふうに思います。ですので、今御意見があったように、みずから行う部分と、それから学校内で組織的に行う研究、研修、そしてこのライフステージの研修もありますけれども、これらを組み合わせ、資質・能力を高めていただければいいのかなというふうに思っております。ですので、自発的な自己研修の場合もその情報などをできるだけ学校などを通じて、提供できるのがよろしいかなというふうに思います。

【前田委員】

では2点、3ページの右側の対応すべき課題の二つ目の学校のところに、地域が学校運営に参画する仕組みの検討を進める必要がある。これはコミュニティスクールを念頭に置いて書かれているものなのかというのが1点。それから、8ページの施策3の教職員の資質向上の学校の実情に即した教職員配置ができるような取組というのは、具体的なイメージがあるとすれば、どんな場合を想定して、このような学校の実情に即した教職員配置を考えておられるのかという2点、質問させていただきます。

【古内企画課長】

1点目、地域が学校運営に参画する仕組みにつきましては、おっしゃられたコミュニティスクールも含まれますが、コミュニティスクールのみを対象としたものではないと考えております。より広い形での学校運営への参画、もともと国のほうもこういった位置づけをされているものを受けてというところで、今日的に、あるいは今後対応すべき課題として掲げさせていただいているところでございます。

本文の中では、65ページをごらんいただけますか。この冒頭の部分でございまして、地域とともにある学校として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、これはコミュニティスクールでございますので、学校評価、夢教育21事業等の活用を推進を図るという内容で、つまり、例示としてはこのようなこと等として掲げさせていただいているところです。

【前田委員】

それで、なぜここを質問したかということ、やはり中学校の部活動の問題についても、外部指導者の導入と文科省が言っているのですが、やはり地方の市町村でもなり手がいないと、やっぱり責任を考えると。そうすると、文科省の勧めている外部指導者の導入ではなくて、やっぱりコミュニティスクールとか、地域、高津中の総合型スポーツもありますけど、そういうものを活用していかないと、ある地方ではもう何時までは教員がやって、何時までは地域がというお話も聞いていますので、一つの部活動の働き方の解決策として、コミュニティスクールという考え方もあるので、興味があって質問させていただきました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【前田委員】

2点目。

【古内企画課長】

2点目でございますね。県費教職員の市費移管に伴って、教員の費用負担のみではなくて、定数決定権限を含め、実質的に今まであった人事権、政令市に位置づけられた人事権が名実ともに行使ができるようになったというところがございますので、具体的には、本市の実情に即した配

置として、今年度児童支援コーディネーターの全校配置が、今まで進まなかった一つの原因としては、小規模校での基礎定数の不足、不足とってはいけないですかね、がございまして、それは本市に移管をしてきたというところで、加配等の措置によりまして、専任化が実現をしたというのが一つの例となっています。今後につきましても、人事権が予算措置等の背後には表裏一体のものではございますが、やはり神奈川県との配当もあてがいぶちでやってきたところが、実財源によって自主的に行使ができるというのは一番大きな変化でございますので、その権限については、存分に発揮をしていく必要があると考えているところです。

【前田委員】

中学校はもともと生徒指導困難校とか、県費のところからそういう配置がされていたわけですが、私がこれを質問したのは、小学校の現状が大変な状況にあるのではないかなど。私は、区担で5年間幸区の小学校を見たときも、訪問すると、職員室に先生が誰も管理職を含めておられなくて、用務員さんが電話番をしているような状況を何度も見たのですね。伺ってみると、やはり年休が多いとか、突然、先生の、それとか、教室で問題が起きて、複数対応しなければいけないので行っていると、職員室には誰もいなくなると。そういうことを考えると、やはり児童支援コーディネーターも学校規模によっては、1名ではなくて、今後2名とか、そういうような小学校へのそういう手厚い配置も考えていただきたいなということを思ったものですから、質問させていただきました。

【古内企画課長】

そこへ直接解決策としてつながるかというところは難しいところではございますが、基本政策Vの施策1、学校運営体制の再構築の中で触れさせていただいたように、現在、学校の実態把握に努めているところで、その調査結果及び分析に基づきまして、現在の学校の状況に合わせて支援体制が組まれる。そこには、教員の配置と言いつけるかどうかはわかりませんが、そこも含めて検討はできるものというふうには考えております。

【前田委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

では、吉崎委員お願いします。

【吉崎教育長職務代理者】

4つあるのですけども、まず、5ページなんですけども、教育の情報化の推進というところ、6ページですね。教育の情報化の推進というところが、施策4にあるのですけども、プログラミング教育が書いてあるのはいいのですが、もう1つ、やっぱり情報モラル、やっぱり今、非常に重要な問題がさらに出てきましたので、プログラミング教育や情報モラルなどというか、何かちょっとそういう言葉を含めて情報活用能力の育成ということにつながってほしいなということが一

つ。2点目は、スクールミーティングも行ってきましたけども、高津高等学校でしたか、やっぱり施設設備のことをもうちょっと書いてあげたほうがいいような、ちょっと状況は厳しいんじゃないかなと思ひまして。全ての高校を見ているわけじゃないんですが、やっぱり施設設備等のことも含めての何か充実して、魅力ある学校というつくりも必要かなということが2点目、施策5ですね。

続けて言ってしまうんですが、8ページなんですけども、基本政策Vの1のところ、働き方の問題です。御存じのように、きのう、きょうかな、東京が結果が出まして、中学校教員の実に68%が60時間以上の超過勤務で、ちょっと危ない状況にあると。危機的状況の調査が出ました。東京都は思い切って、外部施設、外部機関をつくると。教員試験の。だから、部活とかさまざまなものですね。新しい国際教育も含めて。外部機関を積極的につくって、設立させて、それで学校を支援するのだということをも答申して、これから教育委員会等でもってなると思うのですが、かなり動くんじゃないかなと。働き方については。特に中学校の教員の勤務がもう危機的であるということは、もうどうもはっきりしてきたので、本市は違うとはなかなか言えないのではないかなと思ひますので、この辺はもう少し、しっかりと書き込む必要があるかなと。今回はこれは概要ですけども、この辺を少ししっかり、働き方の問題。

それからですね、施策3、教職員の資質向上ですが、国としては、教職大学院も全部の福祉大学院をつくっているわけですね、今教員養成で。この近くで横浜国大ができます。含めて、もちろん私学で玉川大学がありますが、教員に、特に小学校教員、中学校教員で修士課程、1年間の過程ですね。実務教員としての1年間で修士号をとらせるという方向に国はかじ取りをしたいわけですね。それをこういう川崎のような地方公共団体のほうの教育委員会がどれだけそれに対応するのかと、私はちょっと見たら、川崎は余りにもちょっと大学院に出しているのは少ないような感じになるのですね。1年間でいいんですが、どのぐらいの方針でこれから修士号をとらせるのかということを考えていく必要があるような、このままでいいとは私は思わないですね、学校が。だから、学び続けるというならば、適当な時期に1年間きちっと課題をもって、大学院へ行って、学校の問題を解決するために、その拠点校と一緒にやるような、教職大学院はそのためにあるのですから、いじめの問題とか、学力向上とか、今いろいろなさまざまな問題がありますから、含めて、これから大学院派遣等の含めてのものをどう考えるかということは、もう少し積極的に考えていく必要があるのかなと、私は気にはなりましたけどね。ちょっとその辺が、見てるとちょっと少ないのではないかなと私は思っていますので、その辺のところをどう、このライフステージというところなんですけども、どう考えたらいいか、ここら辺の4点、答えられる範囲で結構です。

【古内企画課長】

かしこまりました。

それでは、初めの情報化につきまして、情報モラルにつきましては、本編、大変恐縮ですが、本編のほうの39ページをごらんいただきますと、ほんの一言触れているだけ、触れているという意味では、だけなんですけど、基本施策の4、教育の情報化の推進の将来の予測が難しい社会においてのところから、3行目にかけて、新たな価値の創造に挑んでいくためには情報活用能力（情報モラルを含む）育成が重要というところがございます。また、点で各取組がその下にぼつ

ぼつ、一番上が情報モラルを含む情報活用能力を児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育ていくとともに、プログラミング教育などの新たな云々ということで、一応この観点については、意識して今後も取り組んでまいります。

【吉崎教育長職務代理者】

情報モラルはやっぱり非常な重要な問題になっていまして、いじめのかなりの部分の問題は、実は学校以外の問題って情報モラルの問題なんですね。これは、もう大人が考えているよりもっと深刻な状況になっていまして、やっぱり本当に言うと、道德教育の根本をなさなくてはいけなくなるぐらいの、今、日本の小学生を含めて、もう5、6年生のスマホを持っている率というのは、3人に1人持っているわけですよ。だから、もう大人が考えているよりも、急速な時代に入りまして、やっぱり情報モラルは、明瞭にいったほうがいいような気がすると思います。もうこれは。小さな括弧を含むなんかじゃなくて。プログラミング教育の前に書くぐらい必要があるぐらいの、深刻なんですよ、この問題は。

だから、我が市もこの問題は大事にしていますということを前面に出したほうが親の心配もここにあるわけでありまして、すごく世代間ギャップが大きいんですよね、親の世代との。だから、その辺を新しい時代、ネット時代にはやっぱりやりますよということをもっと明瞭に、こちらにも書いたほうがいいんじゃないかな。検討してください。

【古内企画課長】

情報化の推進だけでおさまる話ではないのかもしれないという認識は持ったほうがいいということですね。

【吉崎教育長職務代理者】

もっともっと大きい問題ですね、我々が考えている以上に。

【古内企画課長】

高等学校、商業高校から始まりまして、総合科学、橘高校、川崎高校と一応施設更新が進んで、もしかすると、商業高校は幸高校に変わっていますが、一周回っちゃってるのかなという感じもしないでもないですが、となると次に来るのは、高津高校である認識は十分に持っている状況でございます。ここにもありますが、市立高等学校改革推進計画第2次計画策定に向けた取組という中では、ちょっと今回改築という言葉を含めることができませんでしたが、もともとこの市立高等学校改革推進計画の1次計画の中に、2次については、高津高校の改築に合わせて策定をする旨がもともと書かれていたところがございますので、今後古い施設については、更新の時期を踏まえながら、対応を図っていくことについては、間違いのないところだとは思っていますが、現状、改築を前に改修をして、今いる子どもたち、生徒さんの教育環境については、早急な取組を進めることが優先されている現状は、御理解をいただきたいところではございます。

【吉崎教育長職務代理者】

高校というのは、私学との競争になっているわけですので、県立の高校というのは、僕も評価

委員だったんでわかるのですが、神奈川県はすごくおこなっているんです、施設管理が。そこは必死で何とかしなくては行けないというので、神奈川も県の教育委員会も動き出しているようで、大分変わってきたのですが、だれど私立に取られちゃう。施設だけで。同じ内容を見てもですね。だったら、私立に行きますということになっちゃうので、やはりこの問題は少し深刻に受けとめたほうがいいのかというふうに思ったわけです。よろしくお願いします。

【古内企画課長】

教員の修士課程につきましては、少し具体的に答えができるのであれば職員部で。

【渡邊教育長】

職員部長をお願いします。

【小田桐職員部長】

従来の教員の大学院の派遣は、どちらかといいますと、個々の教員の思い、勉強をさらに進めたいということで、修士免許の取得を目的とした大学院派遣という制度がずっと長く続けられてきていて、その中に教職大学院も含めて大学院派遣をするというつもりだったのですが、吉崎委員のほうからお話があったように、今日的な教職大学院の設立の趣旨を踏まえていくと、教員の資質を高めていくという要素が大変大きなものがあると思うのですが、これまでは個々の教員の自発的な動きから、自分の思いから大学院に行きたいって方は手を挙げていただく方を待っていたような状況であったんですが、今、お話があったように、今後教員の養成という視点で教職大学院を活用していくとなると、今までやってきたそういうことは変えていかなければならないだろうという意識は我々のほうとしても持っています。

ただ、この間、人事系のほうの部署で、大学院に派遣をするっていう制度の運用、現場から人が抜けていくわけですから、その後をどう補充していくのかっていう仕組みのところだけ、今まで中心にやってきたという経過がございますので、今後には、お話があったように、人材育成の視点で、いかにして川崎の教員を教職大学院へ派遣し、いわゆるミドルリーダー等の養成を含めて、学校現場へ帰ってきていただいて、その成果を広く広めていただくという仕組みづくりをしていかなければならないという意識を今、持っているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

部長さんが言っているのはよくわかるんですが、これまでの大学院に行くやり方と、教職大学院は全く違うんですね。これまでは個人ベースの課題を持って、こういう指導方法とか、こういう教材を研究したい、もっとう。こういう形だったんですが、教職大学院は、拠点校っていうのが基本になるんです。ですから、ある拠点校が抱えている問題。学力問題とか、これからの教育の情報化の問題とか、いじめや不登校の問題とか、そのものの問題をですね、解決するための学校を、その養成と指導する教員と教育委員会でタイアップして解決するというモデルなんです。ですから、拠点校ができるんですね、幾つか。そうしないと、個人ベースでは何の意味もないってことはもうはっきりしてるんですね。限界があるってことが。ですから、大きく教職内容って変わりましたので、この趣旨は十分生かしていただいて、川崎も幾つかの拠点校というのが、大

学とタイアップして研究するっていうふうな、方向に動いていかないとやっぱり時代っていうものに合わなくなると。

すごくやっぱり後ろ向きであった横浜国大さえ、つくったわけですから。大きく変わろうとしているわけですよ。だから、そのような流れはきちっと押ささせていただいて、やっぱり研修のあり方っていうのが個人ベースから学校ベースに変わってきたんだっていうことの中での大学院なんだっていうことを、きちっと抑えていただいて、前向きに取り組んでほしいなっていうのが私の考え方です。

【渡邊教育長】

国大が後ろ向きだったのか、どうなのか、そこはちょっと微妙な言い回しですのであれですけども。趣旨は理解できる場所にはありますけれども、なかなか今の本市の状況として、先生方がいつも妨げているわけではないんでしょうけれども、いろんな事情がある中での、ことだっていうのは御理解いただいてほしいかなと思いますね。

【前田委員】

もう1点。今の8ページの、学校運営体制の再構築の、重点事業の、チームとしての学校の体制整備と、学校マネジメントの支援の実施のところなんですけれども、人のことばかり言って申し訳ないんですが、今までは学校イコール教員というようなイメージがあったと思うんですけど、これからやっぱり、教職員の業務の効率化っていうのを考えると、外国なんか見ると、教員がいて、教員以外の職種の方が教員以上にいるというような、視察でも見えますし、そうになると、ここに書いてある、本編の64ページの、どうしてもこの再構築と、ただ支援というこのアンケートの結果を見てと書いてあって、学校の先生方の働き方改革するのに、学校に教員以外のいわゆるパソコン打つとか、事務的な仕事をするとか、今まで、今の学校見ると、教員以外には養護教諭も教員ですけど、それ以外っていうと事務職の方と用務員さんと、スクールカウンセラーぐらいしかいらっしやらないわけで、外国と比べると、全然違うので、そういう視点が全く書かれてないので、その辺についてはどのようにお考えなのかかなと思ひまして、もし、答えられる範囲内でも結構です。

【古内企画課長】

記載の内容がもうちょっと豊富に書けるとよかったかなという御意見は確かにそうですが、一応、今、前田委員の御指摘の点については、非常に短い文章ではございますが、64ページの、三つの点の真ん中の、教職員の業務の効率化や円滑な学校運営に向け、業務内容等の検討を行う中で、検討を行うということは、検討を行うにとどまるわけなんですけど、もちろんその先があるという認識を持っていますので、その後については、業務内容が検討されればその先を予定すると。対応を予定するというふうな考え方です。

【渡邊教育長】

それぞれ、いろいろ考え方としては持っているものが豊富にあるんですけど、予想の裏づけと、ルートを伴わないとなかなか計画に至らないっていうものもありますので、お考え十分、くみな

がら生かしていきたいと思いますが、何分教育委員会だけで確定できるものできないものというのがありますので、そのあたりは御理解いただければというふうに思います。

【小原委員】

すみません。本編のほうの50ページですね、ごめんなさい。50ページの一番下に書いてある、多様な相談機能の提供っていうところなんですけれども、平成30年度から33年度の取組というところで、多様な相談機能による相談支援の実施っていうふうになっているんですけど、これというのは、例えばSNSを利用した相談体制とか、そういうことも考慮しているんでしょうか。

【古内企画課長】

現状では左にあるように、電話相談ですとか、人が対応する、直接、また電話を通じてというところではございますが、SNS、メールについてはあることは聞いています。そういった問い合わせが、電話ではなくメールで問い合わせがくるということも、受付をしているということは聞いておりますが。

【小原委員】

今のところSNSまでは予定はされてないかもしれない。

【古内企画課長】

ちょっと確認をさせていただければと思います。

【小原委員】

恐らくメールだと、保護者とかそういう相談になるとかと思うんですけど、SNSになると子どもの相談になってくると思うんですね。そういうツールを使って、子どもの気持ちとか子どもの声をきちんと収集するというか、場合によっては相談、本当に対面で相談できるような関係に持っていくなど、そういう体制ができればいいのかなというふうに私は思っていますので、先日、長野県だったかな、長野県が確かSNSの窓口を開設したら、1年間の件数よりはるかに多い相談件数が上がってきたということがあるんですね。ただ、それは他愛もない会話もあればいろんなものもあるんですけども、場合によっては、ふだん子どもたちの聞けないこと、我々には聞くことのできない部分が、子どもたちの声として聞こえてくることもあると思いますので、その辺は可能であれば検討していったほうがよろしいかというように。すみませんけれど。

【古内企画課長】

表現としては多様な相談機能ということなので、全く配慮されてはいないわけではないとは思っています。現実の対応ができるかどうかについて、ちょっと所管等とも確認させていただいて。

【小原委員】

お願いします。

【渡邊教育長】

それでは、一通り御意見、御感想、御質問いただきましたけれども、そろそろよろしいですか、まだございますか。

それでは、ただいまの議案第65号でございますが、これについては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第65号は原案のとおり可決いたします。

議案第66号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について

【渡邊教育長】

次に、「議案第66号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について」でございます。

説明を指導課担当課長をお願いいたします。

【加藤指導課担当課長】

それでは、「議案第66号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。まず、1の諮問内容でございますが、平成30年度使用、特別支援学校教科用図書について、今回は川崎市立豊学校の教科用図書の調査審議をお願いするものでございます。

次に、2の諮問理由でございますが、川崎市立豊学校高等部の教科用図書について、生徒の2年次からの選択科目に応じた教育課程の改編に伴う、平成30年度使用、特別支援学校教科用図書追加採択のためでございます。

追加採択を行うに当たり、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、教育委員会が審議会にそれらの調査審議について諮問を行うものでございます。本委員会で、御承認いただきましたら、1名おめくりいただき、2ページのとおり諮問し、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただき、3ページは当該諮問の根拠法令である、川崎市附属機関設置条例でございます。

そして、3枚おめくりいただき、6ページは「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の該当条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のと通りの説明でございます。
御質問などございましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理人】

ちょっとよろしいですか。
この学科と、図書はけっこうだと思んですが、今まで特別支援学校ってどのぐらい大学とか、高等機関に行ってる。どのぐらいの割合なんですか。人数でいったらいいのかもしれない。

【増田指導課担当課長】

過去5年間の数でございますが、聾学校におきましては、過去1名だけ大学の受験をしてございます。
この方につきましては、中学までは聾学校に行き、高等部になって、横浜市立聾学校に行った経緯がございまして、そしてまた対人関係の問題から川崎市に戻ってきた方で、その方1名だけが大学受験をしてございます。

【吉崎教育長職務代理人】

これまで5年間で1名だけだと。これから、もう少し出るかもしれないという。それは、そういうことに対応するっていうことなんですね。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。
それでは、ただいまの議案第66号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第66号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

【渡邊教育長】

次は、人事案件となりますので、教育委員、教育次長、職員部長、教職員人事課長、教職員人事課担当係長を除いて退出をお願いいたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第67号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第67号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして、終了いたします。

お疲れさまでした。

(15時26分 閉会)